

生産行程管理業務規程

令和7年8月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒846-0041）佐賀県多久市西多久町大字板屋 6157-4
(サガケンタクシニシタクマチオオアザイタヤ 6157-4)

名称（フリガナ）：一般社団法人幡船の里
(イッパンシャダンホウジンバンセンノサト)

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 蒲原 政信

ウェブサイトのアドレス：<https://nishitaku.wixsite.com/bansen-no-sato>

2 農林水産物等の区分

第1類 農産物類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：女山大根（オンナヤマダイコン）、Onnayama Daikon

4 明細書の変更

一般社団法人幡船の里（以下「幡船の里」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

幡船の里は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「女山大根」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「女山大根」の生産地及び栽培の方法を「女山大根栽培日誌」に記録し、出荷前までに幡船の里へ提出する。

イ 幡船の里の手順

幡船の里は、生産業者が幡船の里より譲渡された「女山大根」の種子を用いて生産地内で栽培していることを確認し、「女山大根管理総括表（以下「総括表」という。）」に記録する。

また、幡船の里は、年一回以上、各生産業者の全圃場を巡回し、「総括表」に記録する。

「女山大根」の形質が安定しなくなったと幡船の里が判断した場合は、「総括表」の備考欄にその旨を記録し、佐賀県佐城農業振興センターと協議して種子更新を行うかを判断し、その結果等についても記録する。

各生産業者で「女山大根出荷確認表」に基づき選果を行った「女山大根」は、幡船の里の集荷場において、幡船の里が、再度目視で確認し、地理的表示及び登録標章の表示を行い、「生産者生産品別売上台帳」に記録する。

上記によるほか、明細書に記載の生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、幡船の里は、当該女山大根を出荷した生産業者に対して現地調査を実施する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

幡船の里は、上記（1）のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

幡船の里は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、幡船の里は当該生産業者の生産した「大根」について、地理的表示である「女山大根」の名称の使用及び出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

幡船の里は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「女山大根」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「大根」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「女山大根」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

幡船の里は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、幡船の里は当該生産業者の生産した「大根」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

幡船の里は、上記6及び8に関して、「女山大根」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

幡船の里（及び生産業者）は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「女山大根」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び幡船の里が行った指導等に係る資料

11 連絡先

